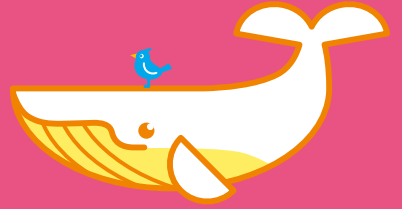




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2018年
Vol.18



特集

成年後見制度と司法書士

リニューアル
しました！

A4サイズになって
文字が読みやす
くなりました！



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

成年後見制度と 司法書士



成年後見制度にはさまざまな職種が携わり、本人を支えるために連携しながら成年後見業務を行っています。その一団体として当法人リーガルサポートがあります。リーガルサポートには、全国の司法書士約8,000人が会員として入会しており、会員である司法書士は、全国各地で活動しています。

そこで、今号では、我々司法書士をより知っていただくことで、今後の連携をさらに深めていくことができるよう、改めて「司法書士」をご紹介します特集をお送りします。

どうぞ顔見知りの司法書士を思い浮かべてお読みください。

司法書士は

あなたの身近な法律家です!

司法書士は国家資格ですが、司法書士試験は、国籍、性別はもちろん、年齢、学歴、実務経験、受験回数に関係なく、誰でも受験することができます。そして、平成29年11月1日現在、司法書士は、全国に2万2,420人、司法書士法人は645法人、全員が各都道府県の司法書士会に入会しています。

司法書士の始まりは、明治5年(1872年)の代書人制度です。その歴史が物語るとおり、司法書士の中心的業務は、「登記申請の代理業務」です。具体的には、

司法書士の主な仕事①

登記

不動産登記

- 売買・贈与による所有権移転登記
- 相続による所有権移転登記
- 融資に伴う抵当権・根抵当権設定登記
- ローン完済時の抵当権抹消登記 など

商業法人登記

- 会社設立登記
- 会社の変更登記
(役員・商号・本店移転・増資・合併)
- 会社以外の法人の登記
(社会福祉法人・NPO法人・労働組合・公益社団法人等) など



があります。「登記」と言ったら「司法書士」です。建物を新築したとき、住宅ローンを組むとき、相続が開始したとき、会社を設立したときなど、司法書士は、みなさんの人生の所々でお目にかかっています。

次に、司法書士は、裁判関係の業務も行っています。

司法書士の主な仕事②

裁判関係

裁判所提出書類作成

- 売掛金請求などの民事訴訟における訴状・答弁書・準備書面等
- 個人破産・個人再生申立書
- 相続放棄申述書
- 遺産分割調停申立書
- 離婚調停申立書
- 後見等開始申立書 など



簡裁訴訟代理等関係業務

※認定司法書士のみ

- 簡易裁判所における140万円以下の
 - 貸金請求・売掛金請求訴訟
 - 過払金返還請求訴訟
 - 敷金返還請求訴訟
- 少額訴訟(60万円以内)とその執行(差押)
- 上記についての裁判外の和解 など



※法務大臣の認定を受けた認定司法書士が簡易裁判所で取り扱うことができる民事事件等の代理業務を行うことができます。

140万円以下の貸金トラブル、離婚調停や遺産分割調停申立て等のご相談にも応じています。

また、成年後見制度を利用する最初の手続である、家庭裁判所に提出する申立書の作成についても現在では、司法書士業務の柱の一つとなっています。

そして、さらに司法書士は、成年後見業務を筆頭に、皆様の財産をお守りしています。

司法書士の主な仕事③

財産管理

財産管理業務

- 相続財産管理人
- 不在者財産管理人
- 預貯金等の相続手続(紛争性なし)
- 遺言執行者 など



成年後見業務

- 法定後見 ● 成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人 など
- 任意後見 ● 任意後見人・任意後見監督人



不動産の相続登記だけでなく、銀行等の煩雑な預貯金相続手続についてもお任せください。

そして、現在、リーガルサポート会員司法書士が熱心に取り組んでいるのが「成年後見業務」です。

司法書士は、親族以外の第三者後見人の中で一番多く後見人等に選ばれています。

その理由としては、成年後見制度の制定当初から最も熱心に取り組んだ法律専門職であることや、以前から裁判所により相続財産管理人などに選任され、財産管理業務を行ってきた実績があることが挙げられます。加えて、前述したような司法書士業務の特徴が関係していることも挙げられます。

例えば、申立ての動機として「家族が不動産等の財産を残して亡くなったので相続の手続をしなければならない。」「施設の費用を捻出するために相続した土地を売却する必要がある。」等は、全て不動産登記の申請が必要となってくる場面ですし、「借金があるけど返済の目途がたたない。」ような場合には個人破産の申立てが、また、相続人が全くいない方であれば将来相続財産管理人選任の申立てが必要になるかもしれません。ですから、登記申請代理や裁判書類の作成等を業務とする司法書士が際立って後見人等に選ばれているのです。

では、成年後見制度関係の業務で、司法書士が特に皆さんのお役に立てるケースをご紹介します。

成年後見制度を利用しようと思ったときは、ご相談ください

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所への申立てが必要ですが、前述したように、その申立書の作成も司法書士が得意とする業務になります。

申立関係書類を作成します



- 家庭裁判所に提出する書類を自分で作成するのが大変なときは、司法書士に依頼すれば、申立書等を作成します。
- 申立書に何を記載すべきかなど、書類の作成方法に精通しています。
- 多岐にわたる必要書類を効率よく揃えられます。

申立時に後见人等候補者になります



- 本人に家族がない場合や、本人の財産管理に困難を伴ったり親族間に紛争があるなどの事情があったりする場合はご相談ください。
- 家庭裁判所に後见人等候補者名簿を提出しており、信頼と実績があります。
- 常に研鑽し、制度変更にも柔軟に対応することができます。
- 後見制度支援信託利用のための後见人等候補者にもなります。

後見制度支援信託をはじめ、制度の実際の運用を熟知した上で、総合的に判断し、最適な制度利用を提案します。

また、将来の不安に備えて任意後見制度の利用をお考えの方もご相談ください。

将来に備えた支援もできます

- 司法書士が任意後见人となって支援します。
- 親族間の任意後見契約をサポートします。

後见人になった方もご相談ください

さらに、ご自身が家族の後见人等になった方(親族後见人)に対しても、司法書士は、後见人としての知識や経験から、法律の規定や運用はもちろん、福祉や権利擁護全般の相談にも対応しています。

親族後见人への助言と支援を行います

- 親族後见人が疑問や不安に思っていることをお聞きして、最善の方法と一緒に考えるなど、本人のみでなく親族後见人への支援も行います。
- 本人もご家族も可能な限り満足の行くよう、懇切丁寧に、杓子定規でない現実的な解決方法を考えるよう努めます。



以上のような多岐にわたるご相談に対応することができるよう、特にリーガルサポート会員司法書士は、常に適切な後見業務を行うために、独自の業務報告が義務付けられていますし、法律を含め、関連分野の研修を定期的継続的に受講し、本人の身上保護を重視する後見業務を心がけています。

いかがでしたか。少しでも司法書士を身近に感じていただいて、さらに多くの方々と連携を深めていく一助になれば幸いです。成年後見業務を行っている際に何か困ったことが起きたり、成年後見制度について何か疑問が生じたりした場合には、お近くの司法書士にご相談ください。何と言っても、司法書士はあなたの身近な法律家ですから。

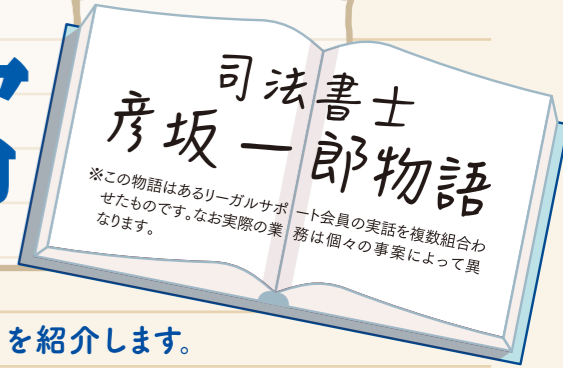
(る)



特集の内容は、ホームページにて詳しく紹介しています。

成年後見制度と司法書士

後見業務の日常



これから彦坂一郎司法書士の「後見業務の日常」を紹介します。

彦坂君はかなりかたぶつで通っていますが、後見業務に熱心に取組む司法書士です。彼への後見の依頼は徐々に増えているようです。

○月1日 今日月初めなのでいつもより30分早く事務所に来る。毎月1日の午前8時45分、9時、9時半に女性三人から電話がかかってくるからだ。これは彦坂君が女性にもてるからではない。彼と任意後見契約を結んでいる女性達からの電話なのだ。この方々は80歳代で独り暮らしだがまだしっかりしている。彦坂司法書士は月初めに電話をもらうことで、本人が無事であること、本人が彦坂君に月初めに電話をかけるという約束を覚えていることを知ることができる。今月もみなさん元気なようだ。そして彦坂君は定期的に彼女達に面会に行くことにしている。

月の初日にはLSシステムからその月に成年後見センター・リーガルサポートに報告すべき後見事案の「報告しなさいメール」が自動的に届く。メールを開くと三件の後見である。リーガルサポートの司法書士は原則として半年に一回、オンラインで業務報告(本人の氏名等の個人情報はマスキングして)をし、指導監督を受けることになっている。

このように彦坂司法書士は毎月必然的に後見の仕事からスタートする。数年前までは登記や裁判の仕事から始めたのだが、今では後見の仕事から開始するのが常となった。彼が自ら後見制度に積極的に関与していったことで事

務所の仕事が変わっていった。地域包括の人と話をしていても「生保」は「生命保険」のことではなく「生活保護」のことだと知っているし、福祉業界の用語も熟知するようになった。彼らと何の違和感もなく意思疎通ができるようになった。彦坂君は思う。福祉の方々と連携して仕事をして来たことで、自分の仕事の世界は広がり、自分の人生観さえ変わりつつあるのだ。

○月○日午後11時 彦坂君はこの日の夕暮れ、友人と横浜で二時間ほど痛飲し帰宅してすぐ寝たのだが妻に叩き起こされてしまった。携帯に緊急連絡が入ったのだ。Aさんの入所している施設からである。Aさんは呼吸が苦しいと病院に救急搬送されたのだ。医師がすぐ来て欲しいとのこと。「私が今から行くと病院に着くのは深夜になりますが」「それでも来てくれとのことですよ」「わかりました」。彦坂君は病院に向う電車の中でAさんの人生を想う。一人息子は借金取りに追われ行方不明になってしまった。夫は自宅で独り暮らしだが認知症が進行していて、地域包括の職員が後見人をつけましょと説得しているが、俺の財産は俺が管理すると言いはり聞かれない。この家族は崩壊に近づいている。



○月○日午前0時半 病院に着き医師の説明を聞く。急性心不全の診断。高齢のため手術は無理。薬で治すしかないが治癒するかどうかは五分五分のこと。もしもの場合の延命措置をどうするか聞かれるが、Aさんとはそのような話をしたこともなくAさんの意思は不明であり、また後見人には医療同意権はない旨を伝える。朝になったらAさんの夫に連絡し考えを聞こうと思ふと伝える。医師との面談も終わりAさんのいる救急治療室に行く。Aさんは酸素マスクをしているが意識はある。彦坂君を認識したようで何か訴えているが声がでない。しばらく見守っていてAさんが眠りについたので確認し病室を出る。今日は長い一日だった。もう午前2時になっている。最終電車はとっくに終わっている。病院の救急治療室前の待合で夜明けを待つしかない。彦坂君ただひとりである。廊下を時々看護師の走る音がする。ここには命の炎が燃え尽きようとする人生と、それを救おうとする人生がある。彦坂君は思う。これからは家で就寝する時マナーモードを解除した携帯を枕元に置くことにしよう。



○月○日午前8時半 Aさんの夫を担当している地域包括の甲さんに電話する。この夫からもっとも信頼されている甲さんからAさんの病状ともしもの際の延命治療をどうするか聞いてもらう。夫は「その時は無理に生かしてもしかたがない。Aは自然に死なせてあげたい」とのこと。それから甲さんはAさんの病院の場所とその地図を書いて夫に渡したとのこと。甲さんは親切な方だ。しかしAさんの夫が病院に一人で行って帰ってこられるか心配だと言う。



○月○日午前8時40分 彦坂事務所にBさんのヘルパーさんから電話が入る。朝Bさんの宅に行ってみると、Bさんの母がおろおろと泣いている。事情を聞くと昨日の午後Bさんは近所のスーパーに夕食の買い物にでかけ今朝になって家に帰ってこないとのこと。彦坂君はBさんとその母双方の補助人となっている。そしてBさんは若年性認知症である。「徘徊で行方不明か!」と直感する。彦坂君の今やるべきことは警察に「迷い人」の届けを出すことだ。彼は9時に入っていた予定を延期してもらい警察に行く。警察ではBさんの外見的特



徴などを事細かに聴取される。Bさん親子にはもともと地元

○月○日午前11時20分 乙さんより連絡入る。それによると昨夜、Bさんの自宅から2キロほど離れた路上で動けなくなっている買い物袋を持った中年の男性が救急車で市内の病院に運ばれたとのこと。もしかしたらBさんかもしれない。彦坂君は後見人の身分証明である登記事項証明書を持ってその病院にかけつける。病室に行くときやはりBさんである。彦坂君を見ると、Bさんが嬉しそうに「やあ!」という。彦坂君も再会できたことが嬉しく「やあ!」と返す。Bさんはいつものスーパーで買い物をするまで、帰路の記憶を失ってしまったのだ。彼は街を迷い歩くと自宅から2キロ離れた道路脇の側溝に落ちてしまい足を骨折したのである。病室にはスーパーで買った野菜などが買い物袋に入っており、彼はそれを手放さずにいたのだ。

彦坂君は入院手続を終え、Bさんの母にそれを持って行くことにした。「息子さんは足を骨折し病院にいますが命に別条はありません。安心してください」と母に伝えたのだった。

○月○日 日曜日であるがなだけ月に一度は遠くの施設にいる被後見人にも面会に行くことにしている。彦坂君は二時間半も電車とバスに乗らなければならない。田舎の駅で降り、古い型のバスに乗り換える。空いているバスの中で車窓を眺めながら彼は考えている。彼は司法書士としての職業柄、不動産の売却手続や、相続に伴う遺産分割協議、債権を回収することや、消費者被害を防止することなど様々な法律事務に精通し、それもある家庭裁判所からそのような問題を抱える事案の後見人に選任されて来た。その点において彼は自分の期待されている役割を遂行して来たことに間違いはない。しかしこれだけでは後見人としては不十分であることを認識している。彼はリーガルサポートの研修会にまめに出席するが、彼の地元の司法書士でつくる勉強会にも時々顔を出



す。この勉強会で勉強しているのは実際に経験した事案を、個人情報伏せた上で、後見人としての対応が適切だったのか議論し合うのである。事案には身体的・経済的虐待事案、多問題家族事案、貧困事案、他害性事案等々の難問が提出される。彼の同職達もこれらの事案に遭遇し苦しんでいるのである。また社会福祉士や精神保健福祉士などの他士業の方も入れ、介護保険制度の仕組みや、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者・高次脳機能障害者の接し方なども勉強している。彦坂君は思う。自分は成年後見制度が始まってから司法書士としてそれに積極的に参加して行ったことで、それまでの先輩司法書士が知らなかった世界を知り、地域社会で福祉に関わる様々な人々を知った。そして彼は病気や事故によって判断能力を著しく低下させることになった方を数多く知った。その中には家族を失ってしまった方もいた。家族が崩壊の瀬戸際にある方もいた。貧困と精神障害に苦しむ方もいた。その方々を誰かが支えていかなければならない。その方々を支えていく支援者の中の一人に自分は自ら加わっていった。これは大変なことであったがその生き方を彼は肯定した。「自分は良い後見人になりたい、優れた後見人になりたい」と彦坂君は山里にある施設に向うバスの中で考えているのである。

○月○日 リーガルサポートの支部の推薦で新たな後見を受任することとなった。地元の社協からの依頼であり、担当は丙さんであった。彼女とはこれまで何度も連携して仕事をして来た。チームを組んで困難事案に対処して来た。今回の依頼は東京のある街の路上で記憶を喪失し昏倒していた男性の後見人になって欲しいとのこと。この男性のウエストバッグの中に預金通帳が入っており、そこからこの方の住所が判明し、区長申立てがされることになったのだった。



○月○日午前10時 社協の丙さんとともにCさんの住所地を訪ねた。Cさんはまだ入院中である。事前の調査ではCさんの住所は中小企業の町工場が密集する地域にあるアパートの一室であり、表札にはCさんとは別の姓となっている。Cさんはこの部屋にいる女性と一緒に住んでいたのだ。いや正確に言うとここに転がりこんでいたのだ。丙さんはこの女性と一度面会していたが後見人に選任された彦坂君を紹介することと、今後もこの女性と連携することなどもあり、今回の訪問となったのだった。この女性の職業はスナッ

クの雇われママであり、Cさんはその店の常連だった。三年もCさんはこの部屋に住んでいながら一月程前にアパートを出てそのまま帰ってこなかったのだ。この女性は言う。「おそらく別の女の人のところへ行っていただいでしょう。以前も同じことがあったから」。丙さんと彦坂君はCさんの特異な生き方にそれぞれの想いを懐き帰途についたのだった。



○月○日 Cさんが退院し特養に入所した。その手続きをすべて彦坂君が行い、介護タクシーでCさんを施設に連れて来たのだった。そしてこの日は最初のケア会議。彦坂君とくだんの女性も参加した。Cさんは無口だが以前よく草花のスケッチをしていたという。そこで彦坂君が提案しケアプランにこの趣味を取り入れることになった。(その後Cさんは施設での穏やかな日々が続いていたが、ある年の冬の寒い夜、誤嚥性肺炎を発症し病院で死去した。Cさんの親族は不明であった。葬儀は直葬となった。彦坂君とくだんの女性だけが立ち会った。二人はCさんの火葬が終了する迄の間Cさんの人生を語り合うことになった。彼は自由な人生を生きて死んだのだった。Cさんには相続人はおらず彦坂君は相続財産管理人選任申立てを家裁に行き、彼が相続財産管理人に選任された。その後特別縁故者の申立てがなされ家裁はこれを認めた。残余の財産であった預金36万5,253円はこの女性に与えられた。)



○月○日 彦坂君は前日の午後、十数年ぶりに不動産売買の登記事務で大きなミスをしてしまった。幸い依頼者に損害は発生しなかったものの、ミスを回復するためこの日の午前中まで奔走し依頼者にも謝罪した。彼はかなり落ち込むことになった。この日は午後3時に重症心身障害者のD君に面会に行くことになっていた。事務所から1時間半ほどかかる。駅を降りて商店街を抜けると武蔵野の田園が広がり、20分ほど歩き小川にかかる橋をわたるとD君のいる施設であった。彦坂君は落ち込んだ気持ちのまま橋を渡った。D君は幼少時に母に捨てられ、後見人となっていた



父もD君の障害者年金を着服し続け、施設の入所費用も滞納し、自らの遊興費に使ったため後見人を解任された。そして彦坂君が後任の後見人となり、D君の父から横領した金員を返還させた事件であった。D君は父にも捨てられたと同然であった。

彦坂君はD君に面会した。起き上がることもできず年々跡の骨が歪みつつあるD君がベッドに寝ていた。D君はもう20歳代後半であったがまだ少年のような表情をしている。会話はできない。彦坂君はいつもD君に何を話しかければいいのか戸惑うのだが、この日のD君は病室の窓からみえる青い空を見ているようであった。D君の表情がいつもより生き生きとしている。彦坂君も空を見た。春近い空を小鳥達が過ぎて行った。D君はそれを見て喜んでいたのである。母に捨てられ、父にも捨てられ、口もきけず、起き上がることもできないD君は過酷すぎる人生を生きていた。しかしそのD君の表情が彦坂君の沈んだ気持ちを救っていた。

○月○日午後6時20分 急性心不全で入院しているAさんに面会に行ったところ、Aさんの夫が病室にいた。Aさんは救急治療室から普通の病室に移っている。夫はAさんに「これを食べ食べ」と言っている。看護師さんから、夫は三日に一度は面会に来て菓子パンを置いていくのだが、その多くが賞味期限の切れたパンだとのこと、また病院に来て自宅にどのように帰っていくのか不安があると聞いていた。今回も夫はAさんに「食べ食べ」とやさしそうに言っている。彦坂君は思う。「これは『愛』なのだ。最愛の妻への彼の精いっぱい愛の表現なのだ。ただそれが賞味期限切れのパンでなかったら完璧なのだが…」。

午後7時にAさんの夫と面会を終え、彦坂君は彼を自宅まで送ることにした。彼の住まう家は東京でもまだ畑の残る場所

であり駅から15分ほど歩く。彦坂君も後見人に就任した際何度か行ったことがあり道順は知っている。ネギ畑の脇の道を二人で歩いているとAさんの夫が彦坂君に聞く。「Aはいつごろ退院できる?」「お医者さんが決めることですから僕には何とも」「あいつが死んだら寂しいな」このような会話をして二人は歩いている。暗い道のため東京であっても夜空には星が見える。するとAさんの夫は「あっ!」と声をあげた。流れ星が一つ流れたのだ。そして彼はつぶやいていた。「流れる星は生きています」と。

彦坂君は思う。彼がこれまで後見を受任した方の多くは大正から昭和10年代初めにかけて生れた方々であった。したがって、太平洋戦争の悲惨を経験し、戦後の廃墟から立ち上がり、現在の豊かな日本を築いて来た方々である。しかし最晩年の現在、支えてくれる家族もいない孤独を生きることになったのだと。彦坂君は数多くの後見を経験する中で考えている。日本はどこかで進むべき道を誤ったのではないかと。しかしその解答は容易には出ないのだと。

○月○日午後6時 入院しているAさんの病院から電話があった。来週には退院できるのでその相談をしたいとのこと。彦坂君はさっそくAさんの夫に連絡することにした。そして彦坂君は思うのだった。今夜から携帯を枕元に置かないで眠れると。しかし、マナーモードは、夜はいつも解除しておこうと。

司法書士彦坂一郎の専門職後見人として日々はあしたも続いています。



作者プロフィール

まつい ひでき
松井 秀樹氏 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 相談役

略歴 成年後見センター・リーガルサポート東京支部長、現在の公職等
同センター本部専務理事、副理事長を経て、
同センター理事長を4年間勤め、平成27年6月20日退任。
・大田区社会福祉協議会 市民後見活動推進部会委員
・日本成年後見法学会常任理事
・鎌倉ベンクラブ会員

著作物 ・Q&A成年後見実務全書(民事法研究会)編集代表 ・12人の成年後見人(日本加除出版)共著
なお、松井左千彦の筆名で「酔いどれ天使の遺書」(港の人)等の文藝作品がある



自治体向けセミナー 市民後見人育成事業への取り組み

主催:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

平成29年11月24日(金)、福井県福井市の福井商工会議所において、自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取り組み」が後記のプログラムに沿って開催されました。会場には福井県の介護・福祉関係者だけでなく、全国各地の介護・福祉や市民後見に携わる方々が来場されていました。

まず始めに、基調講演として、白崎氏が成年後見制度の利用者数や市民後見人の選任数などの現在の成年後見事件の状況について解説をしました。白崎氏は、現在の成年後見制度の利用状況は、後見類型に偏りがあるため、保佐、補助類型を増やす必要があり、そのためには利用者自身にメリットを感じてもらえる制度を目指す必要があると述べました。また、市民後見人については、本人の心情に寄り添うことのできる市民後見人を推薦し、サポートする仕組み作りが重要であると述べました。

次の田中氏の基調報告では主に、認知機能が十分でない方を対象に法テラスが弁護士・司法書士を派遣して出張法律相談を行う「特定援助対象者法律相談援助」(平成30年1月24日実施)の仕組みについて解説がされました。

その後、セミナー1で市民後見人育成事業支援委員会から成年後見利用促進基本計画における都道府県と市



プログラム

- 【基調講演】
「福井家庭裁判所における成年後見事件の状況」
白崎 彰悟氏
(福井家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官)
- 【基調報告】
「法テラスを利用した法律相談」
田中 晴之氏
(日本司法支援センター福井地方事務所 事務局長)
- 【セミナー1】
成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成について
大野 知行氏
(リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会委員)
- 【セミナー2】
市民後見人育成事業の実施例報告
報告① 成年後見サポートセンター「ささえ愛」の活動について
山内 まゆ美氏
(勝山市社会福祉協議会成年後見サポートセンター「ささえ愛」事務局長補佐)
- 報告② 旭川市と周辺地域における市民後見人活動と
専門職団体との連携
石戸谷 康治氏
(旭川市社会福祉協議会旭川成年後見支援センター センター長)
- 報告③ 笠岡市における市民後見事業について
生宗 悟氏
(笠岡市社会福祉協議会かさおか権利擁護センター 主任)
- 市民後見憲章案
松田 佐智子氏
(リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会委員)

町村の役割について提案がされ、セミナー2では、市民後見人育成事業の実施例について報告がされました。

中でも、山内氏は、市民後見人養成を通して見えてきた課題として、市民後見人のモチベーション維持の難しさを挙げました。実際に支援員として活動をされている方の中で市民後見人になることを望んでいない方もおり、市民後見人の業務の内容や責任の重さがボランティア活動の範囲を超えていることが原因の一つであり、市民後見人が孤立しないようバックアップをする体制を強化する必要があると述べました。

最後に、市民後見人育成事業支援委員会から市民後見憲章案について説明があり、セミナーは盛況のうちに終了いたしました。(り)



世界アルツハイマー月間 2017記念講演 認知症を恐れずに、 でも油断せず



主催：認知症の人と家族の会 山梨支部(あした葉の会)

平成29年11月18日(土)、甲府市総合市民会館で、認知症の方やその家族の方、行政や施設などの現場で働く方約60人が集まり、新井平伊氏(順天堂大学大学院医学研究科精神・行動科学科教授)による頭書の講演会が開かれました。

医学の専門的な話を分かりやすく説明して下さったほか、途中で頻りに質問の時間を設けてくださり、また、目頭が熱くなるような感動的な事例を数多く紹介して下さりと、とても有意義で実りの多い講演でした。以下、テーマごとに概要を紹介します。

1 認知症をよく知る

原因となる病気はアルツハイマー病(全体の6割を占める)など多々あり、プリオン病などの感染症は死に至る危険もあるが、早期発見・早期治療によって症状が安定する場合も少なくない。

2 症状を理解する

多忙が原因のもの忘れは、認知症ではなく注意力や集中力の問題であるが、頻度や程度が増せば要注意となる。本人自身が「自分は今までと何か違う」と敏感に気付くことが大切である。

3 早期発見、早期治療の重要性

本人は記憶障害などを感じているが、日常生活は普通に送れているという状態をMCI(軽度認知障害)という。早期発見、早期治療によって認知症に至るのを防ぐことが可能である。

また、アルツハイマー病では、発症から高度障害に至るまで20年程度の期間があり、初期の段階ほど治療の効果が高い。つまり、早期発見、早期治療が重要である。

4 薬について

認知症の原因の一つとして、記憶に関する脳内ホルモンのアセチルコリンの減少がある。国際標準化された4剤(アリセプト、イクセロン、レミニール、メマリ)が効果的である。

5 治療の対象をどこに置か

症状は、①中核症状(もの忘れや道に迷うなどの認知機能障害)と、②BPSD(もの盗られ妄想や怒りなどの問題行動や喜怒哀楽)に分けられる。①は薬で進行を遅らせることが可能である。②はデイサービスの活用など薬以外の方法も効果的である。

6 治療方法は薬だけか

初期の認知症患者は、「自分は周囲にどう見られているのか」と悩み、それが失敗や興奮に繋がり、「自分は周囲に迷惑をかけている」と一段と苦しむ。そうならないよう、周囲の人は優しく接してあげることが大切で、特に初期の段階での家族の対応が重要である。

7 予防について

生活習慣病の治療、生活リズム(特に睡眠と覚醒)を作る、バランスのとれた食事、適度な運動の継続、楽しめるものを見つける、などが効果的である。

予防には、一次予防(発症させない)、二次予防(発症を遅らせる)、三次予防(進行を遅らせる)がある。アミロイドという物質が脳内で増加すると発症しやすいことが分かっており、これに関する研究が進めば、一次予防も可能となる。

8 認知症を超えて

「妻が認知症になったことで一緒に過ごす時間が増え、心の絆が深まった」、「認知症を機に、逆に有意義な人生を送れるようになった」などの事例も数多くある。「認知症は決して不幸な面ばかりでない」と前向きに捉えたい。(ひ)



第3回 成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会 成年後見制度と 意思決定支援プログラム

主催：日本弁護士連合会

平成29年11月6日(月)、東京都千代田区の弁護士会館会議室で頭書の学習会が開催されました。

日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局長 矢野和雄氏の開会挨拶の後、様々な観点から基調報告が行われました。

まず水島氏からは、日本における意思決定支援が、成年後見制度利用促進基本計画でどのように位置付けられているか、その工程や体制、施策について説明がありました。そして、本人意思決定が可能な第1ステージにおける本来型意思決定支援と、本人意思決定が困難な第2ステージにおける代理代行決定に分けられ、各ス

テージで支援者のスタンスが異なるとの見解が示されました。また海外の動向として、認知症で入院中、自宅がゴミ屋敷となっているが家に住み続けたいと希望する女性のケースについて、英国MCA(意思決定能力法)による支援が紹介されました。MCAに基づく枠組みでは、まず、意思決定能力があると推定する、そして意思決定のためあらゆる支援を行う、仮に意思決定能力に欠けていて代理代行決定となっても、最善の利益は後見人や隣人の価値観ではなく、本人中心の視点で追求するべきであるといった原則のもと、この方は自宅に戻りヘルパーの支援を受けながら、6ヶ月間を自宅で過ごすことができた



ということです。その後、また入院となりましたが、その6ヶ月が本人にどういう意味を持ったのかを我々は考えるべきでは、と述べられました。

次に児玉氏より、MCAと障害者権利条約との整合性について報告がされました。英国では、2005年にイングランド&ウェールズでMCAが制定され、2006年に障害者権利条約が制定された後に、2016年北アイルランドでMCAが制定されました。この為、2016年MCAでは、意思決定支援の具体的な手順が規定されるなど、障害者権利条約との整合性が図られています。ただ2014年障害者権利条約一般的意見第1号における、最善の利

プログラム

基調報告 1

「意思決定支援をめぐる日本と海外の動向
～成年後見制度利用促進基本計画・意思決定支援ガイドラインを読み解く～」
水島 俊彦氏（弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）

基調報告 2

「障害者権利条約が英国意思決定能力法(MCA)に与える影響について」
児玉 洋子氏（弁護士、2015年度英国エセックス大学客員研究員）

基調報告 3

「意思決定支援と成年後見人の関わり－意思と選好などを中心に－」
名川 勝氏（筑波大学人間系障害科学域講師、NPO法人PACガーディアンズ理事長）

パネル ディスカッション

「成年後見人は意思決定支援にどのように関わるか？」
〈パネリスト〉
名川 勝氏（筑波大学人間系障害科学域講師、NPO法人PACガーディアンズ理事長）
児玉 洋子氏（弁護士、2015年度英国エセックス大学客員研究員）
水島 俊彦氏（弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）
〈コーディネーター〉
松隈 知栄子氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局次長）

益（Best interests）から意思及び選好（Will and preferences）へ、との解釈は、行き過ぎではないかとの議論もあることが述べられました。いずれにしても、真の障害者保護の観点から制度を見直す必要がある、日本でもそうした対応を迫られている、と問題提起がありました。

基調報告の最後には、名川氏よりオーストラリア連邦での意思決定支援の枠組が紹介されました。2008年に障害者権利条約を批准したオーストラリア連邦では、4つの意思決定原則が示されており、支援付き意思決定の「支援者」や代理代行決定を行う「代理代行者」を本人が任意に定めることができるようになっているということです。また支援する上で重要なこととして、preference（選好）の収集を続け、絶えず蓄積・更新することが挙げられました。

パネルディスカッションでは、成年後見人と意思決定支援について議論が行われました。

名川氏より、平成20年に出された日本成年後見法学会の提言が紹介されましたが、提言が出された当時は第1ステージ、第2ステージは明確に区別されていなかったということです。現在は具体的な職務と照らして考えると、第1ステージでは本人の意思を確認できる段階であるから、間接的ではなく、定期的な訪問による直接的な情報の

収集・更新が特に重要であり、収集した情報は第2ステージにもかかわってくると述べられました。また、成年後見人には自己執行義務がある、本人訪問を他人に投げてはいけない、人に頼らず、収集した情報については、自分でエビデンスとして残すことが必要、と指摘がありました。

エビデンスの実例として、水島氏から、英国法定後見事務報告書が紹介されました。報告書では、居住場所の移転や生活様式の変更など重大な意思決定をリストアップし、それに成年後見人がどのように関与したか、その際に接触した関係者の連絡先、本人との接触頻度・状況などが報告事項となっています。必ずしも毎月訪問する必要はないが、意思決定の過程を適切に説明できる程度には、訪問、確認する必要があり、不十分であれば成年後見人を解任されることもある、という運用がなされている、このような、意思決定のプロセスを検証する仕組みが、今後日本でも求められてくるだろう、と述べられました。

最後に、日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長である青木佳史氏より、意思決定支援は「利用しやすい成年後見」という観点からも非常に重要であり、本日のような議論と実践を今後も深めて頂きたい、との閉会挨拶で第3回学習会は締め括られました。（つ）

第4回 成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会 成年後見人等の不正防止策 －後見制度支援信託を代替する預金等－

主催：日本弁護士連合会



プログラム

- 【基調報告1】
「利用促進計画と不正防止効果」
堀江 佳史氏（弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）
- 【基調報告2】
「後見制度支援信託に代わる制度について」
大垣 尚司氏（青山学院大学法科大学院教授）
- 【金融機関等からの報告】
沼津信用金庫 海田 新也氏（同金庫相談センター副部長）
近畿産業信用組合 白原 敏光氏（同組合経営企画部副部長）
- 【意見交換】
〈登壇者〉大垣 尚司氏
滝沢 香氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長）
〈コーディネーター〉八杖 友一氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局次長）
- 【閉会挨拶】
青木 佳史氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長）

平成29年12月5日（火）18時より、東京都千代田区の弁護士会館会議室で頭書の学習会が開催されました。

本学習会では、成年後見人等の不正防止策として、多くの家庭裁判所で運用されている後見制度支援信託（以下「支援信託」といいます。）に代わるものとしての取組、静岡、大阪の例として、地元の信用金庫や信用組合による後見制度支援預金（以下「支援預金」といいます。）が紹介されました。

支援信託は、成年被後見人等の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。支援預金も基本的なスキームは同じで、成年被後見人等の財産のうち、通常使用しない金銭を支援預金として別預金で管理する仕組みです。支援預金の入出金には、家庭裁判所の指示書が必要です。

基調報告1では、堀江氏から成年後見制度利用促進基本計画における不正防止の位置づけ、不正防止と利用しやすさの調和が必要であるとの認識が示されました。その上で、これまで不正防止策として金融機関の取組は支援信託だけであったこと、新たな試みとして支援預金があること、これが広がると本人の希望する金融機関を利用できる可能性が広がるといった期待があることなどが報告されました。

基調報告2では、大垣氏から、なぜこれまで一部の信託銀行をはじめとした金融機関しか支援信託を扱わず、代替となる支援預金も扱わなかったのか、それは導入に法的・技術的な障害があったわけではない、単に儲けにつながら

ないビジネスであったことに尽きる、こうした中で、支援預金への取組が、資本の理論から一定の距離を置き、地域に根ざした非営利の協同組織金融機関である信金・信組を中心に起こっていることは自然なこと、といった認識が示されました。

支援預金を取り扱っている金融機関からの報告として、海田氏、白原氏からは、支援預金の仕組み、特徴、支援信託に比したメリット、支援預金という金融商品開発の発端、家庭裁判所などとの折衝過程などが報告されました。

特徴

- ①支援信託でいう最低信託金額（静岡では1200万円）、すなわち最低預入金額の制限がないためこれに満たないケースについても適用が可能。普通預金でありいくらからでも預け入れることができる。
- ②支援預金は入出金に制限を設けた普通預金なので、信託報酬のような手数料は発生しない。
※本学習会で報告を受けた2金融機関については普通預金利息も付与される。
- ③支援預金の利用時には、専門職後見人の選任を要さない場合が多く、要さない場合は、この費用がかからない。

滝沢氏、大垣氏の意見交換では、支援預金の広がりが必要といった意見や、今回、学習の中心となった後見制度支援信託を代替する預金等以外の不正防止策も、より重要といった認識も示されました。（う）





第5回 成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会
だれもが安心して老いることができる社会に向けて

～任意後見制度の 利用促進を考える～

主催：日本弁護士連合会

平成30年2月3日(土)、東京都千代田区の弁護士会館会議室で、頭書の学習会が開催されました。

日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員 片岡氏の開会挨拶の後、上山氏の基調講演から始まりました。まず、上山氏から、任意後見制度の利用促進を考えると、現状の日本における任意後見制度の利用が低調な理由として、任意後見契約を締結する際に公正証書によらなければならない要式的要件があること、また、契約発効後の本人保護のための任意後見人の義務と責任の明確化、権限濫用防止のための任意後見監督人の必置による裁判所の必要的関与などの利用者にとっては高いハードルがあることなどが挙げられました。また、海外との任意後見制度の利用の比較としてドイツの任意後見の例が紹介され、ドイツとの比較でも日本における任意後見制度の利用は低調であることが指摘されました。また、任意後見契約が締結された累積件数が直近の統計で約10万件あるのに対し、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され契約が発効されたものが累積で約6400件しかなく、実際に任意後見人として利用されている割合が約6.4パーセントであるとの指摘がありました。続いて、日本の任意後見制度の構造的特徴として、権限濫用防止措置と利用の簡便さとは原則的にトレード・オフの関係にあるのでそのことには留意する必要があること、法定後見との関係では任意後見が優先することが原則であり、その

ため、親族間で対立の温床になってしまう場合があることなどの指摘がありました。また、現行制度の運用上の課題として、任意後見契約の適時発効の担保に関する指摘がありました。具体的には、将来型の場合、契約締結から実際に契約が発効するまで時間が空いてしまうため、受任者側で委任者である本人の判断能力低下の不覚知、委任者自身が契約の存在自体を忘れてしまうことなどが挙げられました。移行型については、受任者側による任意代理契約(財産管理委任契約)の不当継続や不正の温床になってしまうことなどが挙げられました。これらいずれについても、適正な契約発効の仕組みを制度上担保する必要があるのではないかと指摘がありました。次に、任意後見制度の利用の受け皿となる受任者側の課題について話がありました。法定後見人と比較しても第三者後見人が相対的に不足しており、利用者側からしてみると、受



プログラム

1. 基調講演

「任意後見制度が抱える検討課題」

上山 泰氏(新潟大学法学部教授)

2. 任意後見に関する ヒアリング調査報告

櫻井 彰氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

3. パネルディスカッション

〈パネリスト〉

寺尾 洋氏(弁護士・元公証人)

村田 みつ代氏(世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター職員)

佐々木 育子氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

〈コーディネーター〉

熊田 均氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

4. 閉会挨拶

青木 佳史氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長)

【総司会】片岡 昌樹氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

任者の選択肢が少なく、また受任者になにかあった際に受任者の交代の保障がないこと、受任者の適格性担保が不在であることなどが挙げられました。他方、利用者側からは低資力者の利用が阻害されている可能性があり、だれでも利用ができるように利用可能性の担保が必要ではないかとの話がありました。

続いて、櫻井氏より、関係機関に対して任意後見ヒアリングをした調査報告がありました。まず、日本公証人連合会の取組について、さらに任意後見契約の利用の現状について報告がなされました。利用を希望している方は高齢者が多いとのこと、また最近では親族を受任者とする任意後見契約が比較的多くなっているとの報告がありました。次に、社会福祉協議会の取組について報告がなされました。全国社会福祉協議会から法人としての法人後見の受任状況、任意後見の取組状況について報告があり、社会福祉協議会としての任意後見については費用との兼ね合いからなかなか利用が進んでおらず、今後の検討課題との報告もありました。

次に、有料老人ホームの立場から報告がなされ、入居時に身元保証人が立てられない利用者と任意後見人のニーズがあるとの報告があり、また有料老人ホームと専門

職との連携が今後より有用になってくるのではないかと報告がありました。また、高齢者の住み替えを支援する現場の方からは、高齢者の身元保証の問題が依然として存在し、そのため身元保証サービス事業者との任意後見の利用例の報告がありました。

最後にパネルディスカッションが行われ、寺尾氏からは、元公証人から見た任意後見契約の実情と問題点への指摘があり、まだ任意後見は制度として十分に機能しているとはいえないこと、移行前の委任契約の方が実際の機能を果たしているのではないかと指摘がありました。村田氏からは、世田谷区社会福祉協議会での任意後見の取組事例の紹介があり、契約から任意後見開始までのサービス提供例の紹介がなされました。また任意後見の報酬については東京家庭裁判所の「成年後見人等の報酬額のめやす」に準じているとのことでした。佐々木氏からは、専門職はいかに任意後見に取組むべきかについての話があり、高齢化により、おひとりさまは増えていて、任意後見の潜在ニーズは今後も高まっていくとの指摘があり、専門職への期待は大きいとの話がありました。

最後に、日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長より閉会の挨拶があり、学習会は終了しました。(す)

リーガルサポートの
委員会を
紹介します!

法人後見監督委員会

委員長 酒井 優

東京家庭裁判所は、平成28年4月から、当法人の会員が成年後見人等に選任されている事件においても、管理する流動資産が概ね1億円以上の場合には後見監督人を選任する運用を開始しました。この要件に該当する案件は、当法人が情報システムを生かした統一的な基準で監督を行うこととし、当委員会が組成されました。

事件ごとに事務担当者を定め、成年後見人等が東京支部会員の場合は支部へ決裁権限を委譲し、他支部会員の場合は本部が直轄して監督業務を執行しています(平成30年1月末日現在、受任件数224件)。情報セキュリティの確保と事務作業の一元化・軽減化を

図るため独自の決裁システムを構築し、監督体制の更なる効率化を検討しているところです。

組成から2年が経過し、監督基準が定着しつつある一方で会員の執務の問題点も明るみになってきました。今後は、当委員会に集約されたノウハウを当法人のレベルアップのために生かしていきたいと考えています。



編集後記



最近よく耳にするニュースと言えば、人工知能(AI)や仮想通貨のことや、AmazonやGoogle、日本ならソフトバンクなどのIT系巨大企業の話ばかりです。あまり実感が湧きませんが、今は「農業革命」、「産業革命」に続く「情報革命」の真ただ中にあると言う人もいます。

今後、様々なものがIT化、AI化されていくのだと思いますが、成年後見はどうでしょうか。裁判所への申立てや定期報告がオンラインになるかもしれませんし、もしかしたら裁判所の監督が人工知能になるかもしれません。よく分かりませんが、ご本人の財産をすべて仮想通貨で管理するようになるかもしれませんね。

そして、いつの日か後見人がAIロボットになるのでしょうか。きっと、正確無比な財産管理でミスや不正が起こることはなくなります。年齢や病気を理由に後見人が交代することもなくなります。人材不足も解消しますし、メリットを挙げればキリがありません。

では、人工知能が後見業務を行うデメリットは何でしょう。今皆さんの頭に真っ先に浮かんだものも、いつか、人間の心の機微を理解できる精度の人工知能が生まれれば解決するのかもしれませんが。

技術の進歩の良し悪しを判断するのはとても難しいですが、何十年後に私が成年後見制度を利用する日がきたとき、人工知能に後見業務をしてもらうのはなんだか寂しい気がします。(り)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

